

鳥取県公立学校教員奨学金返還支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県公立学校教員奨学金返還支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、県内公立学校教員に採用された大学等在学学生及び既卒者が借り入れた日本学生支援機構等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、本県の次代を担う子どもたちの教育を支える教員を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学、短期大学（専攻科を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校（ただし4年生以上で専攻科を含む。）、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校をいう。
- (2) 大学等在学学生 大学等に在学する学生をいう。
- (3) 既卒者 大学等を卒業している者をいう。

(助成金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、本助成金の支給対象者として第7条に規定する認定を受けた者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

- (1) 第6条に規定する期間、県内公立学校に教員として勤務する見込みの者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）により選考され、教員採用候補者名簿にA登載された以後、直近の4月1日に県内公立学校に教員として採用された者
 - イ 選考試験により選考され、教員採用候補者名簿にA登載された後、名簿登載期間の延長が認められ、かつ、延長後の名簿にA登載された以後、直近の4月1日に県内公立学校に教員として採用された者
 - ウ 選考試験により選考され、教員採用候補者名簿にA登載された後、教育委員会の承認により、翌年度の4月2日以降に県内公立学校に教員として採用された者
- (2) 第8条第1号に規定する奨学金の返還債務を有している者

(助成金の額)

第5条 本助成金の額は別表に基づき決定する。ただし、助成金の算定基準となる奨学金の返還総額は、交付申請時に返還していない奨学金（利子は除く。）とする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、県内公立学校教員に採用された日を起点として、当該日の属する年度から起算して8年度目の年度の末日までとし、勤務している期間とする。ただし、各年度で助成する助成金の合計額が交付決定額に達しない場合は、当該日の属する年度から起算して13年度目の年度の末日を限度として、助成期間を延長するものとする。

(支給対象者の認定)

第7条 本助成金の支給を受けようとする者は、県内公立学校教員に採用された日までに、様式第1号により県に申請し、本助成金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）の認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

(2) その他県が必要と認める書類

3 県は、支給対象者の認定をしたときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。

4 支給対象者の認定期間は、支給対象者の認定を受けた日から起算して1年間とする。

5 支給対象者の要件を満たす者の数が、対象年度に支給対象者として予定していた数をこえる場合には、選考試験における結果により、予定していた数の範囲内で支給対象者を認定していくものとし、不認定の決定をした者に対し、その旨を様式第3号により通知するものとする。

(支給対象者の要件)

第8条 支給対象者の認定は、次の各号の要件をすべて満たす者に対して行うものとする。

(1) 県内公立学校教員として採用された大学等在学生及び既卒者で、次のアからウまでの奨学金を借り入れ、返還予定又は返還中の者

ア 日本学生支援機構の奨学金

イ 鳥取県育英奨学資金

ウ その他鳥取県教育委員会教育長が別に定める奨学金

(2) 本県の公立学校教員採用候補者名簿にA登載された者であること。ただし、過去の選考試験においてA登載されたことがある者を除く。

(支給対象者の認定の辞退・取消等)

第9条 支給対象者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第4号により県に届け出なければならない。

(1) 本助成金の支給を辞退しようとするとき。

(2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、対象者の要件を満たさないことが明らかになったとき。

2 県は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認した上で第7条の認定の取り消しを行い、併せてその旨を様式第5号により支給対象者に通知するものとする。

3 前2項に規定する場合のほか、認定期間の最終日から起算して1月を経過する日までに第11条の交付申請を行わない場合には、認定期間の最終日をもって認定を取り消すものとする。

(支給対象者の認定内容の変更)

第10条 支給対象者は、第7条第1項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第6号により県に申請し、県の承認を受けなければならない。

2 県は、前項の規定による申請について認定変更承認をしたときは、その旨を様式第7号により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所、氏名及び電話番号の変更については、様式第8号を届け出るものとする。

(交付申請の時期等)

第11条 本助成金の交付申請は、県内公立学校教員として採用された日(以下「採用日」という。)から原則、採用日の属する年度の6月30日又は採用日から1月を経過する日のいずれか遅い日までに行うものとする。

2 前項の申請は、様式第9号によるものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの

(2) 第7条第3項に規定する認定通知書の写し

(3) 前各号のほか、県が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第12条 本助成金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

2 助成金の交付決定通知は、様式第10号によるものとする。

(交付決定の変更等)

第13条 交付決定を受けた者は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第11号により県に申請し、県の承認を受けなければならない。

2 県は、前項の規定による申請について変更交付決定をしたときは、その旨を様式第12号により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所、氏名及び電話番号の変更については、様式第8号を届け出るものとする。

(各年度報告の時期等)

第14条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告を、各年度(第16条の実績報告に係る年度を除く。)の翌年度の5月31日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第13号によるものとする。

(助成金の支払)

第15条 各年度の助成金の支払は、前条の報告を受けた後行うものとする。

(実績報告の時期等)

第16条 規則第17条第1項の規定による報告は、助成期間の終了年度の翌年度の5月31日までに
行うものとする。

2 前項の報告は、様式第14号によるものとする。

(助成金等の額の確定)

第17条 県は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、奨学金の返還が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定し、支給対象者に通知するものとする。

(交付決定者の責務)

第18条 交付決定者は助成期間にわたって、県内公立学校教員として就業を継続していなければならない。

2 前項の責務に反することが明らかになったときは、速やかにその旨を様式第3号により県に届け出るものとする。

(助成金等の返還)

第19条 次の要件のいずれかに該当した場合には、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、規則第22条の規定により助成金等の返還を命ぜられたときは、当該助成金を返還しなければならない。

- (1) 本助成金の收受及び使用について、規則及び本要綱の規定に従わないとき。
- (2) 第14条第1項に規定する補助金等進捗状況報告の期日を超過したとき。
- (3) 第14条第1項に規定する補助金等進捗状況報告を複数年度にわたり行わなかったとき。
- (4) 第18条の責務に反することが明らかになったとき。
- (5) 交付決定された助成期間内に離職したとき。

2 自然災害等やむを得ないと認められる場合を除き、前項第2号に該当する場合は当該年度の交付決定を取り消すとともに、前項第3号に該当する場合は交付決定の全部を取り消すものとする。

3 第1項第2号、第3号又は第5号により交付決定を取り消す場合は次表の区分に応じて交付決定の取消しの対象期間から除くものとする。

区分	交付決定の取消し対象期間から除く期間
就業した日から離職した日までの期間（以下「就業期間」という。）が4年以上6年未満の場合	4年間
就業期間が6年以上8年未満の場合	6年間
就業期間が8年以上の場合	第15条の規定に基づく支払を行った期間

4 県は、交付決定を取り消したときは次の様式により通知するものとする。

(1) 助成金の返還が生じない場合 様式第15号

(2) 助成金の返還が生じる場合 様式第16号

(再認定の禁止)

第20条 前条により交付決定を取り消された者は、再度、第7条第1項の規定による認定申請を行うことができない。

(提出書類の部数等)

第21条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第22条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

2 この要綱は、令和8年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿にA登載された者から適用する。ただし、令和7年度以前の鳥取県教員採用候補者名簿にA登載された後、名簿登載期間の延長が認められ、令和8年度以降の鳥取県公立学校教員採用候補者名簿にA登載された者を含む。

別表 (第5条関係)

区分	助成金の額
1 無利子のみの奨学金の貸与を受けた期間	貸与を受けていた無利子の奨学金の助成金交付申請時の返還総額(大学等の在学時に無利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に2分の1を乗じて得た額。
2 有利子のみの奨学金の貸与を受けた期間	貸与を受けていた有利子の奨学金の助成金交付申請時の返還総額((利子は除く)大学等の在学時に有利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に4分の1を乗じて得た額。
3 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けた期間	1の区分により算定して得た額。 ただし、1の区分の奨学金の返還総額が限度額に

	達しないときは、同区分の限度額から同区分の返還総額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額。
--	--

※交付決定後に奨学金の一部又は全部が返還免除になった場合の助成金の額は、当該免除額を返還総額から除いて算出した額とする。